

健康福祉局災害対策推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 いつ起きるか分からない災害に備えるため、健康福祉局内の全ての部署において、平常時から災害時を想定した事前の準備と体制づくりに努め、発災時における個々の職員及び組織としての円滑な行動に繋げることを目的として、健康福祉局災害対策推進委員会（以下「局災害対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 局災害対策委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉分野における総合的な災害対策に関すること。
- (2) 保健医療調整本部に関すること。
- (3) 災害福祉調整本部に関すること。
- (4) 要配慮者への対応に関すること。
- (5) 区役所における災害時体制の充実・強化に向けた検討に関すること。
- (6) 災害対策に関する健康福祉局職員の人材育成や訓練に関すること。
- (7) その他保健・医療・福祉分野における災害対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 局災害対策委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は健康福祉局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、別表第1に掲載された者が名簿順に、順次、委員長の職務を代理する。
- 5 第1項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第4条 局災害対策委員会の開催は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に規定する所掌事項のうち、集中的に協議・検討する必要がある場合は、災害対策検討部会（以下「検討部会」という。）を設置することができる。

- 2 検討部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、その都度、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の目的に応じ、健康福祉局内の部署の職員を部会員として、あらかじめ指名する。
- 5 第1項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 検討部会の開催に必要な事項は、局災害対策委員会に関する規程を準用する。
この場合、委員長は部会長、委員は部会員と読み替える。

(プロジェクト)

第6条 局災害対策委員会に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、事務局は、災害対策プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

2 プロジェクトの構成員は、プロジェクトの目的に応じた部署及び職員で構成する。

(協力体制)

第7条 健康福祉局内の各部署及び職員は、災害対策はすべての部署及び職員に関わるとの認識のもと、局災害対策委員会、検討部会及びプロジェクトに必要な協力をするものとする。

(事務局)

第8条 局災害対策委員会の事務を処理するため、事務局を健康福祉局総務部危機管理・災害福祉担当に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、局災害対策委員会、検討部会及びプロジェクトに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

健康福祉局	総務部長
	生活保護・自立支援室長
	地域包括ケア推進室長
	長寿社会部長
	障害保健福祉部長
	保健医療政策部長
	保健所長
	医療保険部長
	総合リハビリテーション推進センター所長
	健康安全研究所長
	市立看護大学事務局長